

# ■不動産取得税■

## 家屋評価業務の集約化について

徳島県

本県では、より適正かつ効率的に家屋評価が行えるよう、  
一定規模を超える非木造家屋の評価業務を  
令和7年度から東部県税局（徳島庁舎）に集約化します。

庁舎	家屋評価業務	課税業務 ※ (申告・申請関係含む)	管轄区域 (不動産の所在地)
東部県税局 (徳島庁舎)	○ (集約化)	○	徳島市 鳴門市 小松島市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
東部県税局 (吉野川庁舎)	×	○	吉野川市 阿波市
南部総合県民局 (阿南庁舎)	×	○	阿南市 那賀郡 海部郡
西部総合県民局 (美馬庁舎)	×	○	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡

※ 課税業務は従来どおり、不動産の所在地を管轄する庁舎が行います。

### 【お問い合わせ先】

- 東部県税局（徳島庁舎）不動産担当  
電話：088-626-8851～8854
- 東部県税局（吉野川庁舎）課税担当  
電話：0883-26-3922
- 南部総合県民局（阿南庁舎）県税担当  
電話：0884-24-4121
- 西部総合県民局（美馬庁舎）県税担当  
電話：0883-53-2022